

ドローン情報基盤システムに関するよくあるご質問

ドローン情報基盤システムに関する、よくあるご質問についてご案内いたします。

目 次

1. ドローン情報基盤システム (DIPS) について.....	3
ドローン情報基盤システム (DIPS) とは何ですか。	3
誰でも利用できますか。	3
利用料は必要ですか。	3
どのような手続きができますか。	3
いつ利用できますか。	3
2. ご利用環境について	4
利用にあたって、どのような環境を用意する必要がありますか。	4
日本語以外の言語でも利用できますか。	4
動作が重い、又は画面が固まってしまう。	4
3. 申請者情報登録、変更について.....	5
登録通知のメールが届かないのですが、どうすればよいですか。	5
申請者 ID を忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。	5
一人が複数の申請者 ID を登録することはできますか。	5
既に登録してある申請者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。	5
携帯電話のメールアドレスを登録しても構いませんか。	5
4. パスワードについて	6
パスワードを忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。	6
パスワードを変更・更新したいのですが、どうすればよいですか。	6
5. 申請手続きについて	7
従来までの書面での申請はできないのですか。	7
どれぐらい前までに申請すればよいでしょうか。	7
提出した申請内容に誤りがあったので訂正したいのですが、どうすればよいですか。	7
申請を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。	7
申請書を送信中にパソコンが止まってしまいました。送信が完了しているかどうか確認する方法はありますか。	8

どこまで申請が進んでいるのか確認できる方法がありますか。	8
補正指示の通知があったのですが、どのように補正すればいいですか。	8
電子許可書とは何ですか。	9
これまで同様に書面の許可書で発行してほしいのですが、可能ですか。	9
電子許可書を受け取ったのですが、地方航空局長（空港事務所長）の印がありません。	9
電子許可書の場合、どのように「許可書又はその写しの携行」を行えばよいですか。	10
電子許可書の署名が有効（本物）であるか確認したいのですが、可能ですか。	10
6. 飛行実績・事故報告について	10
D I P S で申請していない許可等に対する飛行実績・事故情報をD I P S で報告できますか。	10
7. 添付するファイルについて.....	11
使用できるファイルの種類（拡張子）をおしえてください。	11
添付するファイルなどにサイズの上限はありますか。	11

1. ドローン情報基盤システム（DIPS）について

ドローン情報基盤システム（DIPS）とは何ですか。

ドローン情報基盤システム（DIPS）とは、インターネットを利用して、航空法に基づく無人航空機の飛行に関する許可・承認申請や各種報告等を行うことができるシステムの総称のことです。

誰でも利用できますか。

DIPSのサービスは、どなたでも利用することができます。

利用料は必要ですか。

ドローン情報基盤システムを利用するあたり、システム利用料は必要ありません。ただし、申請手続きにおいて発行された許可書についてご郵送を希望される場合にはその相当する料金をご負担いただきます。

どのような手続きができますか。

次の手続きが利用できます。

- (1) 航空法第132条及び航空法第132条の2に基づく無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請
- (2) (1)の許可等に基づいて行う、無人航空機飛行実績の報告
- (3) 無人航空機の事故等の報告

いつ利用できますか。

原則24時間365日利用可能です。ただし、メンテナンス等の為、一時的に利用できない場合があります。当サービスを計画的に停止する場合は、あらかじめトップページの「お知らせ」でご案内します。

2. ご利用環境について

利用にあたって、どのような環境を用意する必要がありますか。

本システムを動作させる上での推奨環境は以下のとおりとなります。

	推奨環境
OS	Windows7 (SP1 以上)、Windows10
ブラウザ	Internet Explorer11.0
CPU	2.50Ghz 以上
メモリ	2.00GB 以上

※OS、ブラウザはいずれも日本語版のみ推奨

日本語以外の言語でも利用できますか。

ドローン情報基盤システムの利用およびお問い合わせについては、日本語のみの対応となります。

動作が重い、又は画面が固まってしまう。

システムへのアクセスが集中した際など、動作が遅くなる場合がございます。
少し時間を置いてから再度アクセスしてください。

3. 申請者情報登録、変更について

登録通知のメールが届かないのですが、どうすればよいですか。

申請者情報登録時にメールアドレスを入力したにも関わらず、通知メールが送られてこない場合、以下の可能性が考えられます。

- ① 迷惑メールフォルダに振り分けられてしまっている
迷惑メールフィルターを利用されている場合、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられてしまっている場合があります。迷惑メールフォルダをご確認ください。
- ② 受信設定で拒否されてしまっている
設定を見直し、「@dips.mlit.go.jp」のドメインを受信できるように設定してください。
- ③ 申請時に入力したメールアドレスに誤りがある
再度、申請者情報登録を行い、正しいメールアドレスを入力してください。

申請者 ID を忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。

申請者 ID を忘れてしまった場合は、無人航空機ヘルプデスクにお問い合わせください。

一人が複数の申請者 ID を登録することはできますか。

一人が複数の申請者 ID を登録することは、差し支えありません。

既に登録してある申請者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。

次の手順で作業を行ってください。

- (1) DIP Sにログイン後、「業務共通／メニュー」画面より「申請者情報の確認・変更」をクリック。
- (2) 申請者情報参照画面の「編集」をクリックし、変更内容を入力してください。

携帯電話のメールアドレスを登録しても構いませんか。

問題ありません。ただし、受信可能な文字数によりメッセージが途中で切れてしまう場合があります。

4. パスワードについて

パスワードを忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。

次の手順で作業を行ってください。

- (1) DIP Sのトップ画面の「準備が済んでいる方」の「パスワードの初期化」をクリック
- (2) パスワード初期化画面にて、「申請者 ID」、「秘密の質問の回答」を入力してください。

なお、「秘密の質問の回答」を忘れてしまった場合は、再度、申請者情報の登録から行ってください。

パスワードを変更・更新したいのですが、どうすればよいですか。

次の手順で作業を行ってください。

- (1) DIP Sにログイン後、「業務共通／メニュー」画面より「申請者情報の確認・変更」をクリック。
- (2) 申請者情報参照画面の「編集」をクリックし、パスワードを変更・更新してください。

5. 申請手続きについて

従来までの書面での申請はできないのですか。

書面による手続きも可能です。

どれぐらい前までに申請すればよいでしょうか。

飛行開始予定日の10日前（土日祝日等を除く。）までに申請してください。ただし、申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合がありますので、初めて申請される方は、余裕をもって申請してください。

提出した申請内容に誤りがあったので訂正したいのですが、どうすればよいですか。

一度送信した申請書については、申請者の方では訂正することができません。次の手順により手続きを行ってください。

- （1）申請前に入力内容の訂正を行いたい場合は、「業務共通／メニュー」画面より「申請書の複製」を行い、正しい内容を入力し直してください。
- （2）複製元とした不要な申請については、取り下げを行ってください。
取り下げ方法については、よくある質問『申請を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。』の回答をご確認ください。

申請を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。

次の手順により手続きを行ってください。

- （1）DIPSにログイン後、「業務共通／メニュー」画面の「申請書一覧」ボタンより「申請書情報管理／申請書一覧」画面を表示してください。
- （2）「申請書情報管理／申請書一覧」画面より取り下げる申請書の「照会編集」ボタンより「申請書情報管理／申請書詳細」画面を表示してください。
- （3）「申請書情報管理／申請書詳細」画面の下に「取り下げ」ボタンが表示されておりますので、取り下げを実施してください。なお、取り下げを元に戻すことはできませんのでご注意ください。

申請書を送信中にパソコンが止まってしまいました。送信が完了しているかどうか確認する方法はありますか。

「申請書情報管理／申請書一覧」画面より、申請状況のステータスをご確認ください。

「審査中」になっていれば、送信完了しています。

「作成中」の場合、送信は完了していません。「照会編集」ボタンを押下して再度送信を行ってください。

どこまで申請が進んでいるのか確認できる方法ありますか。

「申請書情報管理／申請書一覧」画面より、申請状況のステータスをご確認ください。ステータスの詳細は次のとおりです。

- (1) 「作成中」：申請書の作成および作成中断中であり、未提出の状況
- (2) 「補正申請作成中」：提出先から補正指示を受けている状況
- (3) 「審査中」：申請書を提出先で審査中の状況
- (4) 「審査終了」：提出先での審査が終了し、許可書の発行手続き中の状況
- (5) 「手続終了」：許可書の発行手続きを含めて全ての手続きが完了している状況
- (6) 「手続終了（取り下げ）」：申請書を取り下げた状況

補正指示の通知があったのですが、どのように補正すればいいですか。

次の手順により手続きを行ってください。

- (1) DIPSにログイン後、「業務共通／メニュー」画面の「申請書一覧」ボタンより「申請書情報管理／申請書一覧」画面を表示してください。
- (2) 「申請書情報管理／申請書一覧」画面より補正する申請書の「照会編集」ボタンより「申請書情報管理／申請書詳細」画面を表示してください。なお、「申請状況」が「補正作成中」となっているものが、補正指示を受けている申請書になります。
- (3) 「申請書詳細」画面の「補正内容確認」ボタンをクリックし、表示される補正指示の内容を確認してください。
- (4) 「申請書詳細」画面の「申請書編集」ボタンをクリックすると「申請書作成画面」が開きますので、新規の申請と同じ手順で操作し補正の上、再度申請をおこなってください。

ただし、次の内容の補正を行う必要がある場合には、上記とは異なる手順となりますので、次の手順により手続きを行ってください。

【申請者情報（会社名・代表者名・電話番号・メールアドレス）の補正の場合】

- (1) 申請者情報を修正してください。
- (2) 補正指示を受けた申請書を複製してください。
※申請者情報を変更しても、提出済の申請書には反映できません。提出済の申請書を複製して、新規申請として提出ください。
- (3) 補正指示を受けた申請書を取り下げてください。
※複製前に取り下げてしまうと、複製が出来なくなりますので、ご注意ください。

【機体の基本情報（追加基準の適合性以外）の補正の場合】

- (1) 機体情報を修正してください。
- (2) 補正指示を受けた申請の編集を開始してください。
- (3) 申請書作成（3／4）機体・操縦者選択画面を表示してください。
- (4) 補正対象の機体の削除と再選択を行ってください。

※（1）で修正した内容を申請書に反映させるには、選択済の機体情報を一度削除した上で、再選択する必要があります。

【操縦者に関する知識・能力・経歴の情報の補正の場合】

- (1) 操縦者情報を修正してください。
- (2) 補正指示を受けた申請書の編集を開始してください。
- (3) 申請書作成（3／4）機体・操縦者選択画面を表示してください。
- (4) 補正対象の操縦者の削除と再選択を行ってください。

※（1）で修正した内容を申請書に反映させるには、選択済の操縦者情報を一度削除した上で、再選択する必要があります

電子許可書とは何ですか。

公印等の押印に代わって、電子署名された許可書になります。書面の許可書と異なり、申請書の提出先への返信用封筒の郵送は不要となりますので、申請から許可までのすべての手続きをオンラインで行うことが可能になります。

電子許可書を希望される場合には、申請書作成の際に、「申請書作成（4／4）その他詳細等入力」画面において、「電子許可書」希望を選択してください。

これまで同様に書面の許可書で発行してほしいのですが、可能ですか。

書面による許可書の発行も可能です。申請書作成の際に、「申請書作成（4／4）その他詳細等入力」画面において、「紙の許可書」希望を選択してください。

書面による許可書を希望し書面による許可書が発行された場合には、申請書の提出先への返信用封筒の郵送が必要となりますので、ご注意ください。

また、一度電子許可書で発行された場合には、書面による再発行はできません。書面による許可書を希望される場合には、再度申請を行って下さい。

電子許可書を受け取ったのですが、地方航空局長（空港事務所長）の印がありません。

電子的に署名を行っておりますので、印影を確認することはできません。

鑑文書ファイル（xml ファイル）を表示することで電子許可書であるかは確認できます。

有効であるかの確認については、よくある質問『電子許可書の署名が有効（本物）であるか確認したいのですが、可能ですか』をご参考ください。

電子許可書の場合、どのように「許可書又はその写しの携行」を行えばよいですか。

印刷した「鑑文書」及び「許可書」（別紙がある場合には別紙も含む）を携行するか、または zip ファイルに保存されたデータそのものを電子的に携行してください。

データとして携行する場合には、行政機関から問われた際に、常に視覚的に提示できるようにしてください。

電子許可書の署名が有効（本物）であるか確認したいのですが、可能ですか。

電子許可書が改ざんされていないか、また付与された電子署名が有効かは、e-Gov 電子申請システムでの検証が可能です。

次の URL にアクセスし、「公文書署名検証」より検証を行ってください。

e-Gov 電子申請システム：<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

6. 飛行実績・事故報告について

DIPSで申請していない許可等に対する飛行実績・事故情報をDIPSで報告できますか。

報告できます。なお、報告には申請者 ID が必要になります。

7. 添付するファイルについて

使用できるファイルの種類（拡張子）をおしえてください。

使用できるファイルの種類（拡張子）は、次のとおりです。

- ① 機体の仕様が分かる資料（設計図又は写真）：jpg、jpeg、png、gif
- ② 操縦装置の設計図又は写真：jpg、jpeg、png、gif
- ③ 取扱説明書：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif
- ④ 技能認証証明書：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif
- ⑤ 機体追加基準適合入力資料及び写真等：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif
- ⑥ 使用する飛行マニュアル：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif
- ⑦ その他添付ファイル：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif
- ⑧ 飛行実績の飛行の日時：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif
- ⑨ 飛行実績の飛行の場所：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif
- ⑩ 事故情報の発生場所の地図：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif
- ⑪ 事故情報の破損状況の写真：xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif

添付するファイルなどにサイズの上限はありますか。

添付できるファイルのサイズは、次のとおりです。

- ① 機体の仕様が分かる資料（設計図又は写真）：2M バイト
- ② 操縦装置の設計図又は写真：2M バイト
- ③ 取扱説明書：30M バイト
- ④ 技能認証証明書：1M バイト
- ⑤ 機体追加基準適合入力資料及び写真等：2M バイト
- ⑥ 使用する飛行マニュアル（その他）：500K バイト
- ⑦ その他添付ファイル：10M バイト
- ⑧ 飛行実績の飛行の日時：4M バイト
- ⑨ 飛行実績の飛行の場所：1M バイト
- ⑩ 事故情報の発生場所の地図：1M バイト
- ⑪ 事故情報の破損状況の写真：4M バイト

DIPSの操作方法の他、航空法の規制内容や手続方法に関するお問い合わせについては、以下の「無人航空機ヘルプデスク」へお問い合わせください。

無人航空機ヘルプデスク 03-4588-6457

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)